

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827 - 5882

第 4 号

2014年8月26日

文責 馬場 隆

県教委による人事異動方針の「改正」 「要望の趣旨は十分理解している」としながら 「4年目からの異動」など原案のままで決定

人事異動方針の改正について、高教組は、現場からの意見集約の結果を参考にして要求書を作成し、8月7日と21日の2回、県教委交渉を行いました。その中で高教組は、県教委の「改正案」(右)の高校の部分について、次の2点の修正を求めました。

- ①「同一校勤続6年以上」を維持すること。
- ②不平等感を生まないために、第五地区・第六地区のいずれかに勤務することを義務づけ、勤務すべき地区の数は3地区のままとすること。

小規模校勤務が長いことは不都合？

これに対して県教委は、「腰を据えた指導ができなくなる等の要望の趣旨は十分理解している」としながら、「学校の小規模化で科目によっては担当が1人の学校も多いので、少し回転を速くしていろんな学校を経験してもらいたい」「第五・六地区を義務づけると第四地区と合わせて10年間小規模校ばかりという人が増える」「第一・二・三・四地区で異動したい人の希望も実現できるようにしたい」などとして、高教組の修正案を受け入れませんでした。

人事異動方針の改正は、8月22日に開催された定例教育委員会で「改正案」とおり決定されました。

<高校>

1. 第六地区を新設する。第六地区は、西海市・松浦市・平戸市・南島原市の高校とする。
2. 在任期間中に「3地区以上(第四地区を含む)」の勤務を経験するものとするを、「4地区以上(第四地区を含む)」に変更する。
3. 異動対象者を「同一校勤続6年以上」から「同一校4年以上、ただし、第四地区は6年以上」に変更する。
4. 東彼杵地区(川棚・波佐見)を第二地区から第三地区に移す。

<障害児学校>

1. しま地区の学校の特例を設ける
 - ①しま地区4年勤務で第四地区満了とみなす。
 - ②職員室が異なる分教室であれば、夫婦を配置することができることとする。(具体的には、吉岐と五島のそれぞれ2つの分教室)
2. 北松分教室、みさかえ分校、南串山分教室、西彼杵分教室(2016年度開設)については、地区間異動の場合のみ、第四地区への異動とみなす。

改定によって不利にならない取り扱いについては高教組の要求を反映！ 地区が変更になる11校の地区の扱いは本人の意向で決定 「3地区満了」で50歳未満の人も経過措置を考慮 など

8月7日の交渉で高教組は、今回の方針の変更で不利になる人が出ないように、次の2点を要求しました。

- ①地区が変更される学校での勤務経験については、今年度の在勤者までは、変更後の地区で扱うのか現行の地区で扱うのかを、本人の希望で決めること。
- ②現行方針で「3地区満了」の教職員については、年齢を問わず、新方針での原則を適用しないこと。
これに対して県教委は8月21日の交渉で次のように回答しました。
 - ①第六地区と東彼杵の11校については、今勤務している人だけでなく、今までの勤務者も含めて、本人の意向を反映させようと思っている。
 - ②50歳以上で「3地区満了」している人は、新ルールでの「4地区満了」とみなす。50歳未満の人も考慮する。「考慮」の内容としては、4地区目の異動先を考慮することと合わせて3地区経験の範囲で扱うことも含む。

地区変更になる11校の勤務経験者は意向調書で希望する方の地区に○を

地区変更になる11校の勤務経験者(現在の勤務者を含む)の意向確認の方法について県教委は、「意向調書で勤務歴を記入する際に、現行の地区か変更後の地区か、自分が希望する方に○を記入してもらって、それを本人の意思表示として受け止め、コ

ンピュータにも記録してきちんとした形にする」と回答しました。

また、高教組が、「第六地区は広すぎて希望が出せない」という声が多いことを指摘して、区分して扱うことを要求したことに対して県教委は、「要望は言われるとおりなので、区分して扱う」「意向調書で書いてもらう希望する市で判断する。南島原市と書いてある人を平戸市にという発想はない」と回答しました。高教組は第六地区については希望する市として書いた市だけを希望として扱うことを、意向調書の記入の仕方についての文書で明記することを求め、県教委も検討する姿勢を示しました。

「しま地区」の分教室の現在までの勤務者については3年で満了とみなす

障害児学校の異動方針の改定に関わって高教組は、これまで「しま地区」の分教室に異動した人に対して「3年」と説明してきた経過を考慮して、現在「しま地区」で勤務している人までは3年で満了とすることを、8月7日の交渉で要求しました。これに対して県教委は、8月21日の交渉で「今行っている人、あるいは今まで行った人は3年で満了とみなす」と回答しました。

人事異動方針「改正」については、8月26日以降に、各学校で説明が行われます。疑問に思う説明があった場合は、分会長を通して高教組本部にご連絡下さい

高教組は教職員の要求を実現するために県教委と交渉しています。高教組未加入の方は、是非高教組に加入してください。